

# 北本市分別収集計画（素案）

平成29年4月1日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、鴻巣市、行田市と共同してごみ処理広域化に取り組んでおり、平成26年4月に鴻巣市、行田市と共同して鴻巣行田北本環境資源組合を設立した。この組合では、平成35年度中に新施設(中間処理施設)を稼働させる予定である。広域化後も、自区域内に最終処分場を有していない現状は変わらないため、現在取り組んでいる資源回収事業を柱とした分別収集を、さらに推進し、資源の有効・再生利用、廃棄物の減量化を図る必要がある。また、民間施設を活用したごみ処理体制を構築し、処理残さ等を含めた資源化等を推進していく。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次のとおり示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・環境に配慮した快適な地域社会の実現

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	1,929t	1,914t	1,900t	1,886t	1,862t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のためには、市民の役割、事業者の役割、市の役割を明確に位置付け、三者が連携・協力し、容器包装廃棄物の再製品化及び減量を図るための意識改革及び運動を展開していく。

##### （1）市民の役割

- ・ごみ問題への意識の向上
- ・ごみの家庭外への排出を減らすライフスタイルの確立
- ・ごみの散乱防止活動、買い物袋（マイバッグ）持参運動等への参加
- ・適正な包装をしている商品の選択
- ・分別収集の励行
- ・再製品の積極的使用

##### （2）事業者の役割

- ・環境にやさしい製品の製造、提供
- ・包装、梱包の適正化、過剰包装の自粛
- ・生産システムの見直し

##### （3）市の役割

- ・ごみの少ないまちづくりの実現
- ・包装、梱包の適正化の推進
- ・「減量化計画」に基づく行政の助言
- ・広報、パンフレット、ごみカレンダー等によるPR
- ・市民のニーズや廃棄物の収集量の変動に即した収集体制の見直し

#### 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場を自区内に有していないことを踏まえるとともに、処理施設の状況及び本市における諸計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	金属類
主として ————無色のガラス製容器 ガラス製の ————茶色のガラス製容器 容器 ————その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器包装物であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	90 t		89 t		88 t		88 t		87 t	
主としてアルミ製の容器	84 t		83 t		82 t		82 t		81 t	
無色のガラス製容器	(合計) 232 t		(合計) 230 t		(合計) 228 t		(合計) 226 t		(合計) 224 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 232 t	(引渡) 0 t	(独自) 230 t	(引渡) 0 t	(独自) 228 t	(引渡) 0 t	(独自) 226 t	(引渡) 0 t	(独自) 224 t
茶色のガラス製容器	(合計) 172 t		(合計) 170 t		(合計) 169 t		(合計) 168 t		(合計) 166 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 172 t	(引渡) 0 t	(独自) 170 t	(引渡) 0 t	(独自) 169 t	(引渡) 0 t	(独自) 168 t	(引渡) 0 t	(独自) 166 t
その他のガラス製容器	(合計) 87 t		(合計) 86 t		(合計) 86 t		(合計) 85 t		(合計) 84 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 87 t	(引渡) 0 t	(独自) 86 t	(引渡) 0 t	(独自) 86 t	(引渡) 0 t	(独自) 85 t	(引渡) 0 t	(独自) 84 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	10 t		10 t		10 t		9 t		9 t	
主として段ボール製の容器	424 t		421 t		418 t		415 t		410 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 143 t		(合計) 142 t		(合計) 141 t		(合計) 140 t		(合計) 138 t	
	(引渡) 71 t	(独自) 72 t	(引渡) 71 t	(独自) 71 t	(引渡) 70 t	(独自) 71 t	(引渡) 70 t	(独自) 70 t	(引渡) 69 t	(独自) 69 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 688 t		(合計) 683 t		(合計) 677 t		(合計) 672 t		(合計) 664 t	
	(引渡) 688 t	(独自) 0 t	(引渡) 683 t	(独自) 0 t	(引渡) 677 t	(独自) 0 t	(引渡) 672 t	(独自) 0 t	(引渡) 664 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

平成25年度の排出量の実績に、北本市一般廃棄物処理基本計画(第4次計画)(平成28年度策定予定)による、ごみ排出量の将来予測(数値目標を達成した場合)に則り、平成32年度で約5%の減少、最終目標年度の平成37年で約11%の減少を見込んだ。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、スチール製の容器、アルミニウム製の容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製の容器であって飲料を充てんするもの、PET製の容器、段ボール製の容器包装、その他のプラスチック容器包装類に関する9品目については、すでに収集体制を確立させており、分別収集は現行の収集体制を活用して行う。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現在、スチール製の容器、アルミニウム製の容器、ガラス製容器、PET製の容器、段ボール製の容器包装、その他のプラスチック容器包装類については、民間の業者に委託し、収集、選別、圧縮、保管を行っている。また、紙製の容器包装であって飲料を充てんするものについては、市による直接拠点収集を行い、保管している。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### （1）資源回収に関する支援

#### ① 集団回収の支援の実施

- ・ 集団回収奨励金制度の実施化
- ・ 回収拠点場所の充実化

#### ② リサイクル推進体制の充実

- ・ フリーマーケット等の開催に対する支援
- ・ ごみ減量推進員への協力依頼

#### ③ 分別体制の整備

- ・ 資源回収品目と収集体制の検討

### （2）事業者によるリサイクル活動の促進

① 流通業者、メーカー、資源回収業者の協力による資源回収ルートを形成するように指導し、びん、缶、PETボトル、プラスチックトレイ等の店頭回収の実施とその維持・拡充を要請する。

② 事業所へ資源の分別排出について指導するとともに、廃棄物の排出量、種類について事業所ごとに予測し、減量・再資源化を計画的に実施するよう要請する。

### （3）広報・普及活動

- ・ リサイクル活動にかかる情報の収集と提供
- ・ リサイクルフェスティバル等、住民参加型の行事の開催
- ・ 事業活動におけるリサイクルの推進
- ・ 広報等へのリサイクル関係記事の掲載
- ・ 各種啓発用印刷物の作成
- ・ 市庁舎等での再生品の積極的、率先的使用による市民へのアピール

### （4）環境教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ処理の状況に対する認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びにごみの適切な出し方に関する教育啓発活動を積極的に取り組む。

(5) その他諸団体との協力体制の推進

本市では、自治会、PTA等各市民団体の協力のもと、ごみの減量を行ってきたが、今後とも一層の協力体制の充実を図る。また、自治会ごとに配置している「ごみ減量推進員」を活用し、不法投棄の監視、適正排出の指導、市民への環境教育・啓発活動を行うとともに、ごみ減量推進のためのネットワークを構築する。